

## 中遠総合庁舎建築物環境衛生管理業務仕様書

### 1 目的

この仕様書は、受託者が守らなければならない業務仕様を示すものである。

### 2 業務内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、環境衛生管理、空気環境測定、貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等の防除作業及び水質検査を次の基準により実施する。

#### (1) 環境衛生管理（定期点検を毎月1回実施）

- ア 環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行う。
- イ 本業務を行う建築物環境衛生管理技術者を選任し報告すること。

#### (2) 空気環境測定（2ヶ月に1回実施）

- ア 測定は15ポイントを午前・午後の2回を測定する。
- イ 測定場所は1フロアー1か所及び外気1か所を測定する。
- ウ その他残留塩素、室内照度を測定する。
- エ 照度測定のみ6か月に1度とする。

#### (3) 貯水槽清掃（年1回）

- ア 揚水ポンプ及び移動式水中ポンプで排水する。
- イ 周壁、底部、パイプの洗浄及び洗浄後の排水、底部拭掃。
- ウ 槽内消毒後、槽内水洗処理及び排水。
- エ 槽内再消毒後15～30分経過後水張実施。
- オ 満水後残留塩素測定。
- カ 機器の調整（揚水ポンプ運転、弁類の切替ほか）。
- キ 貯水槽周辺の掃除、異物侵入の防止。
- ク 次のものは、貯水槽清掃代金に含まれない。

マンホール、ボールタップ、満減水装置、水位計、揚水ポンプ、フード弁、空気抜き弁類、オーバーフロー管、排水口空間、ドレン管、フロートスイッチ、三極棒、電気配線、槽内はしご等の点検、手入、機能調整、補修及び交換。

#### (4) ねずみ・昆虫類の防除作業（年2回）

- ア 業務対象範囲は静岡県中遠総合庁舎本館及び検査棟とする。
- イ 駆除対象害虫はねずみ、昆虫（ゴキブリ、ハエ等）。
- ウ 使用薬剤は次のとおり。

##### (ア) ねずみ

クマリン系殺鼠剤 固形

##### (イ) 昆虫

フェニトロチオン 10倍希釈液  
フェノトリン 10倍希釈液またはエアゾールタイプ  
ヒドラメチルノン ジェル

- エ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行令」に従うこと。
- オ 作業方法は直接噴霧後、ULV機使用のこと。
- カ 6月および10月の各1回全区域一斉に行うこと。
- キ 殺虫剤散布の翌日、死虫の回収処理及び殺虫効果調査を行い、昆虫等が生息するとき及び委託者より指示があるときは、継続して殺虫剤を散布し、庁舎内に生息する昆虫等を完全殺虫すること。
- ク 殺鼠剤の配置場所には、その旨の表示をするとともに、配置場所、殺鼠剤の種類及び数量を書面により監督員に提出すること。
- ケ 殺鼠剤配置の翌日から原則として10日間、その回収処理及び殺鼠剤の喫食状況等の殺鼠効果調査を行い、生息する場合及び委託者より指示があるときは、継続して殺鼠剤を配置し、庁舎内に生息するねずみを完殺すること。  
なお、回収した死鼠は受託者が責任をもって搬出処理すること。
- コ 殺鼠剤施行完了後、庁舎内へのねずみの侵入を防ぐため、外部からの侵入経路及び庁舎の外周等に防鼠剤使用して実施すること。

サ 毎月1回巡回調査をすること。

(4) 水質検査作業（ア及びイは西館、東館各1ヶ所、ウは西館4ヶ所、東館3ヶ所、エは西館、東館各6回）

ア 全項目検査及びトリハロメタン類他検査（年1回）（4～9月に1回）

イ 省略不可項目検査（年1回）（10月～3月に1回）

ウ 冷水機水質検査（年1回）（10月～3月に1回）

エ 井水大腸菌・濁度（2ヶ月に1回）

(5) 下水放流水水質検査

ア 日常検査（年8回）（4～9月、10月～3月に各4回）

イ 詳細検査（年4回）（4～9月、10月～3月に各2回）

(6) 空調用冷却水管理

ア 水質検査（東館・西館）（年1回）（4～9月に1回）

イ 冷却水日常管理（空調運転時 6月から9月に実施）

ウ 冷却塔の清掃（年1回）（4～9月に1回）

### 3 結果報告

作業実施後速やかに結果報告書を提出すること。

なお、貯水槽清掃作業については、写真等により作業経過等を管理し報告書を提出すること。

### 4 その他

(1) この仕様書に示されていない事項及び業務実施中に生じた疑義の処理については、監督員と協議し、指示を受け、現場の状況に応じて誠意を持って行うこと。

(2) 建築物環境衛生管理、空気環境測定及び貯水槽清掃作業を実施する者は、契約を締結する際に資格を有する証書等を提出するものとする。

建築物環境衛生管理

年 月 日( )

点検者

点 検 項 目	点 検 内 容	判 定
空調機器及び付帯設備	空調機・機械換気設備の維持状況	
	コイル、加湿器、温度調節装置	
	吹出口、吹込口の状況	
給 水 設 備	貯水槽設備(受水槽、高架水槽)の環境	
	水質(濁り、臭い、味)	
	残留塩素( PPM) 1階	
排 水 設 備	排水槽、ポンプ周辺	
清 掃 状 況	清掃実施の記録	
	各部分の清掃状態	
塵 芥 処 理	汚物集積所の環境	
鼠、害虫等の防除の確認	防除作業の記録	
	鼠、害虫等の痕跡	
備 考		

# 空 気 環 境 測 定 報 告 書

測定建物名 _____					管 理 技 術 者 _____	
測定日      年      月      日 (天候      )					測 定 者 _____	
項目	基準	最高値	最低値	基準外測定点	良否	問題点・対策事項
一酸化炭素	10 PPM 以下					
炭酸ガス	1000 PPM 以下					
浮遊粉じん	0.15 <sup>3</sup> mg/m <sup>3</sup> 以下					
気流	0.5 <sup>3</sup> m/SIC 以下					
温度	17℃ ~28℃					
湿度	40% ~ 70%					
特記事項						残留塩素 0.1 PPM 以上
測定機器名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温湿測定                      アスマン通風乾湿球湿度計</li> <li>○ 気流測定                        アネモマスター風速計</li> <li>○ 浮遊粉塵測定                光散乱式粉塵計</li> <li>○ 一酸化炭素                    炭酸ガス濃度測定 検知管真空法検知器</li> <li>○ 残留塩素測定                DPD法 (比色法)</li> </ul>					

